風致地区内行為許可申請に必要な図書

風致地区内行為の許可を受けようとする場合は、以下の書類及び図面が 2部 必要です。

1. 申請書

- ・風致地区内行為(行為変更)許可申請書(第1号様式)
- ・歴史的風土保存区域内行為(行為変更)届出書(歴史的風土保存区域内の場合)
- ・近郊緑地保全区域内行為(行為変更)届出書(近郊緑地保全区域内の場合)

2. 計画書

行為の種類に応じて、次に掲げる計画書

- ① 建築物の建築 ……(第2号様式)建築物計画書
- ② 工作物の設置 ……(第3号様式)工作物計画書
- ③ 建築物等の色彩の変更 ………(第4号様式)建築物その他の工作物の色彩の変更計画書
- ④ 宅地の造成等(土地の形質の変更) ……(第5号様式)土地の形質の変更計画書
- ⑤ 水 面 の 埋 立 て …………(第6号様式)水面埋立て(干拓)計画書
- ⑥ 木 竹 の 伐 採 …………(第7号様式) 木竹伐採計画書
- ⑦ 土石の類の採取 ………(第8号様式) 土石類採取計画書
- ⑧ 物 件 の た い 積 …………(第9号様式)屋外における物件のたい積計画書

3. 図面

行為の種類に応じて、次に掲げる図書等

図面の種類行為の区分	案内図	配置図	平面図	立 面 図	構造図	植栽計画図	土地断面図	現況平面図	計画平面図
建築物の建築	0	0	0	0	0	0	0		
工作物の設置	0	0	0	0	0	0			
建築物等の色彩の変更	0			0					
土地の形質の変更	0					0	0	0	0
水面の埋立て又は干拓	0					0	0	0	0
木竹の伐採	0					0		0	0
土石の類の採取	0					0	0	0	$\overline{\bigcirc}$
物件の堆積	0						0	0	0

4. 委任状

申請手続きを代理人が行う場合に必要です。

5. 土地使用承諾書

行為地が自己所有地の場合は、必要ありません。

6. その他

必要に応じて、丈量図、公図の写し、土地登記簿謄本、構造計算書、姿図、現況写真等

図面の種類	図面等に明示しなければならない事項
案内図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等(駅、停車場、
	公共建物、河川、湖沼等)
配置図	縮尺(600分の1以上)、方位、敷地の境界線、申請建物又は工作物
	の位置、(増築、改築、移転の場合)敷地内の既存の建築物その他
	主要工作物、建築物の壁面後退距離(「有効」の明示をお願いしま
	す。)、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の求積根拠
平面図	縮尺(200分の1以上)、各階平面図、建築面積及び床面積の求積根拠
立面図	縮尺(200分の1以上)、主要部分の材料の種類、仕上げ方法及び色
	彩(4面を原則とし、外壁・屋根の部分を着色すること)、最高の
	高さ等。
構造図	縮尺、建築物の場合は、矩計図(構造が複雑でないものは、断面
	図)。工作物の設置の場合は、断面図、配筋図等。
植栽計画図	縮尺(600分の1以上)、方位、敷地境界線並びに既存樹木及び植樹
	木の位置、樹種、樹高等。木竹の伐採を行なうときは、その位置、
	樹種、樹高等。
土地断面図	縮尺(600分の1以上)(縦横2面以上)、敷地の境界線、土地の形
	質変更を行う場合は、盛土及び切土のり高(現況及び行為後を対比
	できるようにし、盛土部分を赤色、切土部分を黄色に着色して下さ
	い。)、土量計算根拠
現況平面図	縮尺(600分の1以上)、方位、敷地の境界線、必要に応じて等高
	線、事業区域の求積根拠等。
計画平面図	縮尺(600分の1以上)、方位、敷地の境界線、盛土切土の行為面積
	(盛土部分を赤色、切土部分を黄色で着色して下さい。)

・申請に当たっての留意事項

建築物の建築、工作物の設置に際しては、建築確認申請の前に風致地区内行為の許可を受けてください。

風致地区内行為許可申請の標準審査期間は、土日祝日を除く14日間です。

風致地区内行為行為許可申請書・計画書等の書き方について

1. 風致地区内行為許可申請書

【 行為地 】 行為地の登記簿上の地番(住居表示番号ではありません)を記入する。

2. 建築物計画書

【 敷地の地目 】 土地登記簿謄本上の地目に〇して下さい。

【 敷地の所有別 】 借地の場合、土地の使用承諾等を添付して下さい。

【 土地の形質の変更の有無 】 高さが 1.5m を超えるのりを生じる切土、盛土。もしくは行 為面積が 60 ㎡を超える切土、盛土がある場合、**有**に〇して下さい。

【 **建築物その他の工作物の色彩の変更の有無** 】 増築行為の際、既存建築物の外壁等の色彩変更(塗り替えで色彩を変更する場合)が有る場合のみ、**有**に○して下さい。

【 工事種別 】 該当する行為に〇して下さい。

【 工種種別 】 該当する行為に○して下さい。

【 仮設の場合の設置期間 】 「〇月〇日まで」「〇〇工事の施工期間内」等を記入する。 仮設物の申請以外の時は記入しないで下さい。

【 既存建築物の高さ、床面積及び構造 】 増築の場合、既存建築物の高さ、床面積、構造(木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等)を記入して下さい。

【 用途 】 「一戸建ての住宅」「共同住宅」「店舗」等を記入して下さい。

【 **建築物が地面と接する位置の高低差** 】 申請建築物が周囲の地面と接する位置の高低差 記入して下さい。高低差が無い場合は±0と記入して下さい。

【構造】

- ・構造「木造」「鉄筋コンクリート造」「鉄骨造」等を記入して下さい。
- ・高さ 建築物の最高の高さを記入して下さい。
- ・階数 階数を記入して下さい。
- 【 敷地面積 】 行為地の敷地面積を記入して下さい。

【 建築面積 】

- ・今回申請建築面積 行為申請部分の建築面積を記入して下さい。
- ・既 存 建 築 面 積 増築の場合、既存の建築面積を記入して下さい。新築は記入不要です。
- 【 合計床面積 】 増築の場合は、既存床面積を含めて記入して下さい。
- 【 建築面積/敷地面積 】 建ペい率(%)を小数点以下第2位まで記入する。

【 壁面から境界までの距離 】

- ・道路に接する部分 道路境界から建物の外壁面 (バルコニー、出窓等も含む) までの有効寸法 (最短距離) を記入して下さい。
- ・その他の部分 隣接地の境界から建物の外壁面 (バルコニー、出窓等も含む) までの有効 寸法(最短距離) を記入して下さい。

【 建築物の意匠 】

・屋根 材質等の欄には、屋根材を具体的(例:瓦、銅板等)に記入して下さい。 色彩の欄に屋根の色(例:茶色)()内にマンセル値(例:5YR2/1)を記入して下さい。

- ・外壁 仕上げの欄には、外壁の仕上げ材を具体的(例: モルタル吹付け、サイディング ボード)に記入して下さい。色彩の欄には外壁材の色(例: ベージュ)を記入し、()内にマンセル値 (例:5Y9/1)を記入して下さい。
- ・その他 外壁、屋根材以外で特に外観上、大きい面で出てくる物(例:玄関ドア)があれば、上記の記入方法と同様に記入して下さい。
- 【 敷地内の木竹の有無及びその処理方法 】 「クロマツ H=4.0m,3 本」、

「サクラ H2.0m,1 本敷地内に移植」、「無し,植栽計画有り」等、具体的に記入する。

3. 工作物計画書

【 敷地の地目 】 建築物計画書の記入例による。

【 敷地の形状 】 計画地の敷地形状の該当する箇所に○して下さい。

【 敷地の所有別 】 建築物計画書の記入例による。

【 現況の概要 】 「平坦地」、「北側山林傾斜約 45 度」、「東側宅地高低差+0.5m」、「西側空地高低さ±0」、「南側公道」等、具体的に記入して下さい。

【 敷地面積 】 計画地の敷地面積を記入して下さい。

【 用途 】 「防護ネット」、「擁壁」、「鉄塔」等を記入して下さい。

【 工事種別 】 該当する箇所に〇して下さい。

【 工種種別 】 該当する箇所に〇して下さい。

【 構 造 】 「自然石(雑割石)石積擁壁」、「RC 構造」、「鉄骨造」、「ポケット式ロックネット」 等を記入して下さい。

【規模】 工作物の高さ(垂直高)、延長、巾、水平投影面積等を記入する。

【 **色 彩** 】 工作物の色(例:茶)を記入し、()内にマンセル値(例:10YR2/1)を記入して下さい。

【 仮設物の設置期間 】 建築物計画書の記入例による。

【 跡地の処理方法 】 具体的に利用方法が有る場合のみ記入して下さい。

【 敷地内の木竹の有無及びその処理方法 】 建築物計画書の記入例による。

4. 建築物その他の工作物の色彩の変更計画書

- 【 **色彩を変更する建築物その他の工作物の種類** 】 当該建築物又は工作物を具体的(例: 一戸建ての住宅、擁壁、鉄塔等)に記入して下さい。
- 【 色彩を変更する建築物その他の工作物の規模及び構造 】 当該物件が建築物の場合は、床面積及び高さ、構造(例:木造)を記入し、工作物の場合は、高さ及び構造(例:RC造・鉄骨造)を記入して下さい。
- 【 色彩を変更する部分】 「外壁」、「屋根」、「鉄塔」等を記入して下さい。
 - · 高 さ 色彩を変更する部分の高さを記入して下さい。
 - **面** 積 色彩を変更する部分の見付け面積を記入して下さい。
- 【 現在の色彩 】 色彩を変更する部分の現況の色彩 (例: ベージュ、白)を記入し、()内にマンセル値を記入して下さい。(日本塗料工業会の色見本帳などにより、近似値を記入して下さい。)

【変更後の色彩】 変更予定の色彩を記入し、()内にマンセル値を記入して下さい。

【 **変更するために用いる材料又は塗料の種類** 】 使用する材料(例:サイディングボード、タイル、 瓦)又は塗料(例:吹付けタイル、油性ペイント)を具体的に記入して下さい。

5. 土地形質変更計画書

【敷地の地目】 建築物計画書の記入例による。

【 敷地の所有別 】 建築物計画書の記入例による。

【 現況の概要 】 建築物計画書の記入例による。

【 用 途 】 「宅地造成」、「防災工事」等を記入して下さい。

【 敷地面積 】 面積を記入して下さい。

【 行為面積 】 行為(切土、盛土)部分の水平投影面積を記入する。

【 緑地率 】 行為後、敷地内に存在する緑地の割合を記入する。

- 木竹を保全する面積 開発区域内において、行為後、残る緑地の面積を記入する。
- 適切な植栽を行う面積 今回の行為で、新たに植栽を行う面積を記入する。

【 行為内容 】

- · 切 土 量 今回の行為において、発生する切土の量を記入して下さい。
- ・ 盛 土 量 今回の行為において、開発区域内で行う盛土量を記入して下さい。
- ・ 総土工量 切土量+盛土量を記入して下さい。

【 生ずるのり面の最高高 】

- ・ 切土のり高 今回の行為において、切土の最高高さを記入して下さい。
- ・ 盛土のり高 今回の行為において、盛土の最高高さを記入して下さい。
- 【 **残土処理の方法及び搬出先** 】 切土により、残土が発生する場合、「場外搬出処理」又は「場内処理」を記入し、場外搬出処理の場合搬出先が決まっていれば記入して下さい。
- 【 **跡地の処理方法** 】 「宅地」、「畑」、「コンクリート舗装」等を記入し、法面についても「芝張」、「自然石雑割石積」、「放置」等具体的に記入する。
- 【 木竹の有無及びその処理方法 】 建築物計画書の記入例による。

6. 木竹伐採計画書

【 行為地の地目 】 建築物計画書の記入例による。

【 敷地の所有別 】 建築物計画書の記入例による。

【現況の概要】 計画地が山林の場合のみ記入して下さい。

- ・林 種 「人工林」、「天然林」、「竹林」、「伐採跡地」等を記入する。
- ・林 相 「針葉樹林」(針葉樹が 75%以上の山林)、「広葉樹林」(広葉樹が 75% 以上の山林)、「竹林」等を記入する。
- ・樹 齢 林 齢 樹齢及び林齢を記入して下さい。
- ・疎 密 度 「疎」、「密」を記入して下さい。
- ・隣接地の現況 「山林」、「畑」等具体的に記入して下さい。
- 【 **行為の目的** 】 「建築物の建築の支障となるため」、「宅地造成工事の支障となるため」等、 具体的に記入する。

- 【 伐採面積 】 今回の伐採する面積を記入して下さい。
- 【 伐採方法 】 「皆伐」、「択伐」、「間伐」、「除伐」等を記入して下さい。
- 【 択伐率 】 伐採区域における総緑地面積に対する択伐量の割合(%)を小数点以下第2位まで記入する。
- 【 伐採樹種 】 伐採する樹種を記入して下さい。
- 【 伐採木及び主要伐採林の形質 】
 - ・ 樹 齢 主要伐採木の樹齢を記入して下さい。
 - ・ 高 樹 主要伐採木の高さを記入して下さい。
 - **幹の周囲** 1.5m の高さの幹周長を記入して下さい。
 - ・ 数 量 伐採する樹木の本数を記入して下さい。
- 【 跡地の処理方法 】 「建築物の敷地」、「通路の設置」、「植栽」、「放置」等を記入する。

7. 屋外における物件のたい積計画書

- 【 敷地の地目 】 建築物計画書の記入例による。
- 【 敷地の形状 】 工作物計画書の記入例による。
- 【 敷地の所有別 】 建築物計画書の記入例による。
- 【**敷地内の建築物の有無** 】 建築物の有無について該当する箇所に〇して下さい。また、有 の場合建物の延べ床面積を記載して下さい。
- 【 現況の概要 】 工作物計画書の記入例による。
- 【 敷地の面積 】 該当地の敷地面積を記入して下さい。
- 【 たい積の目的 】 たい積行為の目的を具体的(例:工事用資材置場)に記入して下さい。
- 【 たい積の種類 】 たい積物の種類を○して下さい。
- 【たい積の具体の内容】 たい積物の具体内容(木材、砕石等)を記入して下さい。
 - ・容器の使用の有無 該当するほうに○して下さい。
 - ・ 色彩(土石を除く) たい積物の色彩を記入して下さい。
- 【 たい積の面積 】 たい積物の水平投影面積を記入して下さい。
- 【 たい積の最高高 】 たい積の最高高さを記入下さい。
- 【 遮へい物の有無 】 該当するものに○して下さい。
- 【 敷地内の木竹の有無及びその処理方法 】 建築物計画書の記入例による。

『 委任状 』

- - ◎ 風致地区内行為許可申請は、風致地区条例に基づくものです。建築基準法に基づくものではありませんので、委任状を作成される際は、ご注意下さい。
 - ◎ 委任状には、印紙を貼る必要はありません。